

# 2024夏季局長交渉

## 市労連ニュース・ひびき号外合併号

### 2024夏季闘争/局長交渉結果報告

**夏期一時金：6月28日(金)支給・支給月数2.250月分**  
**夏季休暇：付与日数6日を堅持！ 取得期間は6月1日～10月末**

5月27日(月)市労連と市職労は、夏期一時金並びに夏季休暇や夏季特有の課題を主題とした夏季交渉を実施しました。以下交渉結果の抜粋です。

#### ◆夏期一時金の充実を図ること

当局：令和6年6月期の期末・勤勉手当の支給月数については、期末手当1.225月分、勤勉手当は一部の職種・職域を除き成績標準者は1.02月分、暫定再任用職員等にあつては、期末手当0.6875月分、勤勉手当は一部の職種・職域を除き成績標準者は0.4725月分とし、6月28日(金)に支給する。

組合：支給水準を公務員に準じている地域の民間企業の賃金底上げに寄与するよう、大手企業並み(3.5月分)の水準を確保すること。再任用職員については1.7月分以上を支給することを求める。

当局：人事委員会勧告を尊重していく。

支給月数(令和6年度)

		定年前の職員		暫定再任用職員等	
		一般の職員	管理職員	一般の職員	管理職員
6月期	期末	1.225	1.025	0.6875	0.5875
	勤勉	1.025 (1.020)	1.225 (1.195)	0.4875 (0.4725)	0.5875 (0.5725)
	計	2.250 (2.245)	2.250 (2.220)	1.175 (1.160)	1.175 (1.160)

※( )内は勤務評価標準者の支給月数

※勤勉手当への人事考課結果の反映が導入されていない職種・職域は上段の支給月数

※会計年度任用職員については、支給要件を満たす場合、期末手当を最大1.225月分、勤勉手当を最大1.025月分支給する。

#### ◆夏季休暇制度を拡充すること

当局：今年度の夏季休暇は昨年度同様6日とし、取得期間については、6月1日から10月31日までとする。

また、暫定再任用職員等についても、昨年度同様、週当たりの勤務日数に応じ、フルタイム勤務は6日、短時間勤務は4日を付与する。

組合：特別休暇の付与日数を現行以上とすることを求める。

当局：本市は、国やほとんどの政令市の付与日数を上回っている状況であり、付与日数の拡充は困難である。

組合：他の政令市との比較はそのとおりだが、一方、県内自治体で比較をすると本市の6日を上回る自治体がある。人材獲得競争が激化していく中、福利厚生の部分で劣っては競争の足枷になってしまう。人材確保の観点からも福利厚生の充実は必須条件であるため、より一層の充実に向けて検討をお願いしたい。

当局：国の日数を上回っていることに対する国からの指導だけでなく、市民の目も休暇制度に対して一段と厳しくなっており、ご理解いただきたいと考えている。

組合：会計年度任用職員等の夏季休暇の付与について確認する。

当局：会計年度任用職員等の夏季休暇については、6月以上の任期が定められている者、又は、6月以上継続勤務している者に3日を付与することとする。

一般職員	6日 <期間中の目標日数・・・10日以上(年休含む)>			
暫定再任用職員等	フルタイム	週4日勤務	週3日勤務	週2日勤務
	6日	-	4日	-
会計年度任用職員等	3日(週以外の期間によって勤務日が定められており、1年間の勤務日が47日以下である者を除く)			

#### ◆夏季休暇の取得促進

組合：全ての職員について特別休暇及び年次有給休暇の合計取得日数が10日以上となるよう対策を講じること。さらに、10日間以上の連続休暇の取得が可能となるよう条件整備を行うことを求める。

当局：今年度も夏季休暇におけるキャッチフレーズを「十日(じゅうじつ)のなつやすみ」とし、計画的な休暇の取得が可能となるよう、通知していきたいと考えている。

組合：夏季休暇の取得促進を図るため、現場の実情に合わせた休暇取得促進策を具体的に行うこと。

当局：夏季休暇については、毎年発出する通知において、付与日数や取得期間等と併せ、休暇を取得しやすい職場環境の整備等についても周知しているところである。

組合：夏季休暇の取得期間について、6月1日から10月31日までとなっているが、夏季休暇の目的として「夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭の充実のため」とあることから、暑さの増す6月から残暑の厳しい9月の間に取得することが望ましいと考える。可能な限り9月までに夏季休暇を全て取得できるよう、更なる取得促進と職場環境の整備を求める。

当局：職員が休暇を計画的に取得することができるような環境整備に努めていく。

組合：夏季休暇を早期に取得することにより、年次有給休暇の取得促進にも繋がっていく。夏季休暇取得期間(6月1日～10月31日)における「特別休暇及び年次有給休暇の合計取得日数10日以上」の実現にも直結するので、積極的な取り組みをお願いする。

当局：夏季期間だけでなく、年間を通した年次有給休暇の取得促進も含め、周知していく。

夏季休暇実績(R5年度)

	平均取得日数
市長部局等*	5.99日
学校	5.95日
病院局	5.88日

※市長部局等は、学校、病院局を除いた数値

特別休暇(6日)の取得日数が少ない所属・・・R5年度実績

ワースト	所 属	取得日数
1位	議事課	5.50日
2位	動物公園	5.59日
3位	路政課	5.60日
4位	西部児童相談所	5.77日
4位	雨水対策課	5.77日
全庁平均	特別休暇	5.9日
	年次有給休暇	4.2日

※ワーストは市長部局等のみ(学校、病院局を除いた所属)

局別夏休(特別休暇)取得日数・・・R5年度実績

所 属	日 数	所 属	日 数
総務局	6.00日	こども未来局	5.99日
総合政策局	6.00日	環境局	5.98日
財政局	6.00日	経済農政局	5.98日
市民局	5.97日	都市局	5.97日
保健福祉局	6.00日	建設局	5.98日
教育委員会	5.95日	病院局	5.88日

区役所別夏休(特別休暇)取得日数・・・R5年度実績

所 属	日 数
中央区役所	6.00日
花見川区役所	6.00日
稲毛区役所	5.97日
若葉区役所	6.00日
緑区役所	5.95日
美浜区役所	6.00日

◆夏季における職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境を整備すること

**当局：**夏季における職員の健康管理に留意するとともに、職員が能率的に業務を行うことができるような執務環境を確保していく。

衛生委員会及び安全衛生委員会では、原則として毎月事業場巡視を行うとともに、それぞれの事業場における安全衛生や健康管理の問題について、職場からの意見を聴取し、労使が協力しあって調査審議しているところである。夏季における執務環境においても、それぞれの委員会で調査した内容を協議し、改善を図っていくよう、中央安全衛生委員会で要請していく。

**組合：**適切な冷房運転、休憩場所の整備等、快適な職場環境を整備することを求める。

**当局：**各事業場に設置された衛生委員会及び安全衛生委員会において、原則毎月行う事業場巡視により、それぞれの事業場の作業環境の確認を行っており、改善すべき事項が確認された場合には、対策を検討するよう各所属長や施設管理者に伝えるなど、職員が働きやすい執務環境の確保に努めていく。

**組合：**冷房の運転時間については、画一的な運用ではなく、職場の実情や天候等に配慮し、職場設備が許す限り従事者の健康に配慮した運転運用を行うことを求める。

**当局：**冷房の運転については、室温だけでなく、できるかぎり天候や職場の実情等を踏まえた柔軟な運用を図り、職員の健康に配慮していきたいと考えている。また、衛生委員会等で室温などの執務環境に関する意見があった場合には、職員の勤務実態を踏まえ、必要に応じて施設管理者への申し入れなども検討していく。

**組合：**特に新庁舎は昨年供用開始後初めて迎えた夏季であったため、様々な意見や課題があったように思う。それらを踏まえ、改めて考え方を示していただきたい。

**当局：**冷房運転については、節電の必要性はあるものの、職員の健康管理や執務環境の確保といった観点から、運転開始時間を午前7時30分とし、当日の気象状況を考慮しながら、午後8時00分を限度に冷房運転の延長を行い、気象状況等を考慮した対応をしていく。

新庁舎の空調(冷房)については、一元管理エリアや個別空調エリアの概要・運用方法などを昨年5月1日に庁内掲示板において、周知したところであるが、室温の状況も踏まえ温度設定を変更するなどの柔軟な対応に努めていく。なお、衛生委員会等では事業場巡視を実施しており、室温などの執務環境に関する意見があれば、必要に応じて施設管理者への申し入れを検討していく。今後も快適な執務環境を目指し、引き続き効率的な空調運用に努めていく。

**組合：**熱中症の予防対策については、職場・業務の実態に応じ、安全衛生委員会で協議の上、的確に実施することを求める。

**当局：**中央安全衛生委員会を開催するなどして、職場巡視結果の報告や熱中症対策に係る産業医講話等を行うように各衛生委員会等へ要請していく。また、CHAINSの庁内掲示板での熱中症予防に関する注意喚起に加え、各所属長に対しては、定期的な水分・塩分補給や帽子の着用など、所属職員の健康保持に努めるよう依頼しているほか、熱中症に対する職員の理解を深めるため、希望者を対象とした熱中症対策セミナーを開催する予定である。

**組合：**その他の夏季特有の健康被害についても、適切な予防策を講じることが求める。

**当局：**食中毒や紫外線対策など夏季に注意が必要な健康管理について、CHAINSの庁内掲示板で、職員に対して予防策等を周知し、注意喚起を行ったところである。

**組合：**夏季における各種イベント等に対する職員動員について、参加人員の健康管理に留意する事を求める。また、イベントと通常業務を合わせたうえで過重労働にならないよう特段の配慮を求める。

**当局：**所属長に対して、定期的な水分・塩分の補給や屋外業務での帽子の着用やこまめな休憩の取得など、夏季における所属職員の健康保持に努めるよう依頼しているところである。なお、動員により週休日又は休日に勤務することを命じられた場合には、職員の健康及び福祉への配慮という観点から、週休日等の振替等の制度を活用するとともに、夏季期間中においては、夏季休暇及び年次有給休暇を計画的に取得し、心身の健康の維持及び増進に努めていきたいと考えている。

## ～ 市職労 今後の活動予定 ～

6月 ○2024年度人員調査職場アンケート

各職場の分会長に対し、人員調査アンケートを行います。人員要求の基礎となりますのでご協力ください。

7月 ○第69回市職労中央委員会

定期大会や役員選挙等についての議決を行います。日程が確定し次第お知らせします。

○2024サマープラン

待望の企画を今年も実施します！詳細については近日お知らせ予定です。お楽しみに！